

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 04月 24日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県掛川市国安2746

氏名 株式会社高砂ケミカル掛川工場

取締役工場長 鈴木靖久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0537 - 72 - 3711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社高砂ケミカル掛川工場		
事業場の所在地	静岡県	掛川市	国安2746
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	製品製造出荷額 24億円/年
③ 従業員数	64名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(処理工程図)のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙(管理体制図)のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	881.242 t
	廃油	11.123 t
	ph 2.0以下の廃酸	0.250 t
	廃石綿等（飛散性）	0.760 t
	P C B汚染物	0.960 t
		0.000 t
		0.000 t
	（これまでに実施した取組） 工程改良による削減。 有価物として売却。 使用禁止による削減。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	850.000 t
	ph 2.0以下の廃酸	5.000 t
	ph 1 2.5以上の廃アルカリ	15.000 t
	廃石綿等（飛散性）	1.000 t
	廃油	21.000 t
	汚泥	3.000 t

		廃酸	8.000 t
		(今後実施する予定の取組) 取り組みの継続。 自社内でのリサイクル使用による削減。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎にそれぞれ別容器に保管。専用置き場、ボックスに保管し 分別を徹底。	
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続と改善事項の実施。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類_	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類_	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った特別管理産業廃棄物の量
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(これまでに実施した取組)	
①現状	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う特別管理産業廃棄物の量
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組)	
②計画	
【前年度（令和 5 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処理委託量

	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
燃えやすい廃油	881.242	785.792	94.920	0.000	1,761.954
廃油	11.123	11.123	0.000	0.000	22.246
ph 2.0 以下の廃酸	0.250	0.000	0.000	0.000	0.250
廃石綿等（飛散性）	0.760	0.000	0.000	0.000	0.760
P C B 汚染物	0.960	0.000	0.000	0.000	0.960
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
<p>（これまでに実施した取組） 再生利用者への委託。 認定熱回収業者への委託。 可能な限り優良認定処理業者へ、再生利用者への委託。</p>					

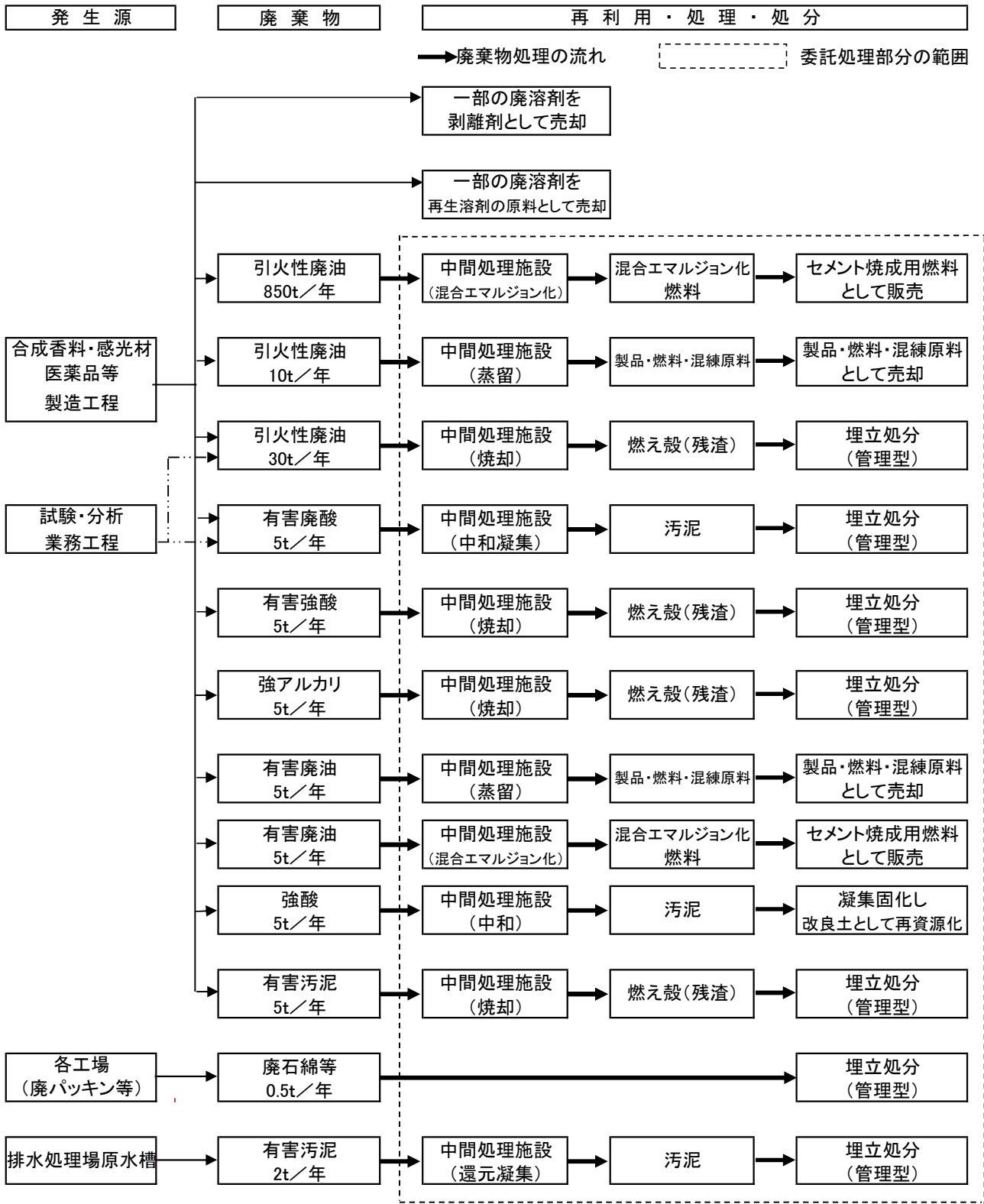
		【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
燃えやすい廃油	850.000	830.000	20.000	0.000	1,700.000	
ph 2.0以下の廃酸	5.000	0.000	3.000	0.000	8.000	
ph 12.5以上の廃アルカリ	15.000	0.000	15.000	0.000	30.000	
廃石綿等（飛散性）	0.500	0.000	0.000	0.000	0.500	
廃油	21.000	19.000	2.000	0.000	42.000	
汚泥	3.000	0.000	1.000	0.000	4.000	
廃酸	5.000	0.000	5.000	0.000	10.000	
(今後実施する予定の取組) 取り組みの継続。						
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和5年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	894.335 t			
		(今後実施する予定の取組等) 2019年4月1日より電子マニフェストシステムへ移行済。 全て電子マニフェストに切替済。				
※事務処理欄						

②計画

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙



廃棄物処理フロー図(現状)

別紙

〈産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項〉

管理体制図

統括責任者		所属:掛川工場 職名:取締役工場長
廃棄物担当		組織名:管理部総務課 職名:係長 組織人数:5人
役割	管理職会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処置の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－取締役工場長 ・委員－関連部署部長 ・事務局－管理部総務課
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

